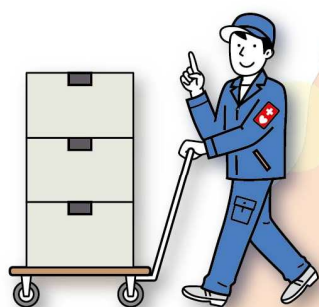


概要版

府中市

障害福祉計画 (第7期) ○ 障害児福祉計画 (第3期)

令和6年度～令和8年度

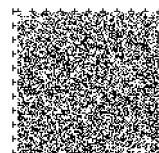


障害のある人もない人も、

お互いに尊重し合い、市民全てが安心して
自立した暮らしができるまち・府中の実現



府中市



第1章 計画策定の趣旨について

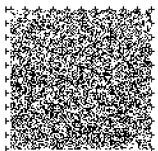
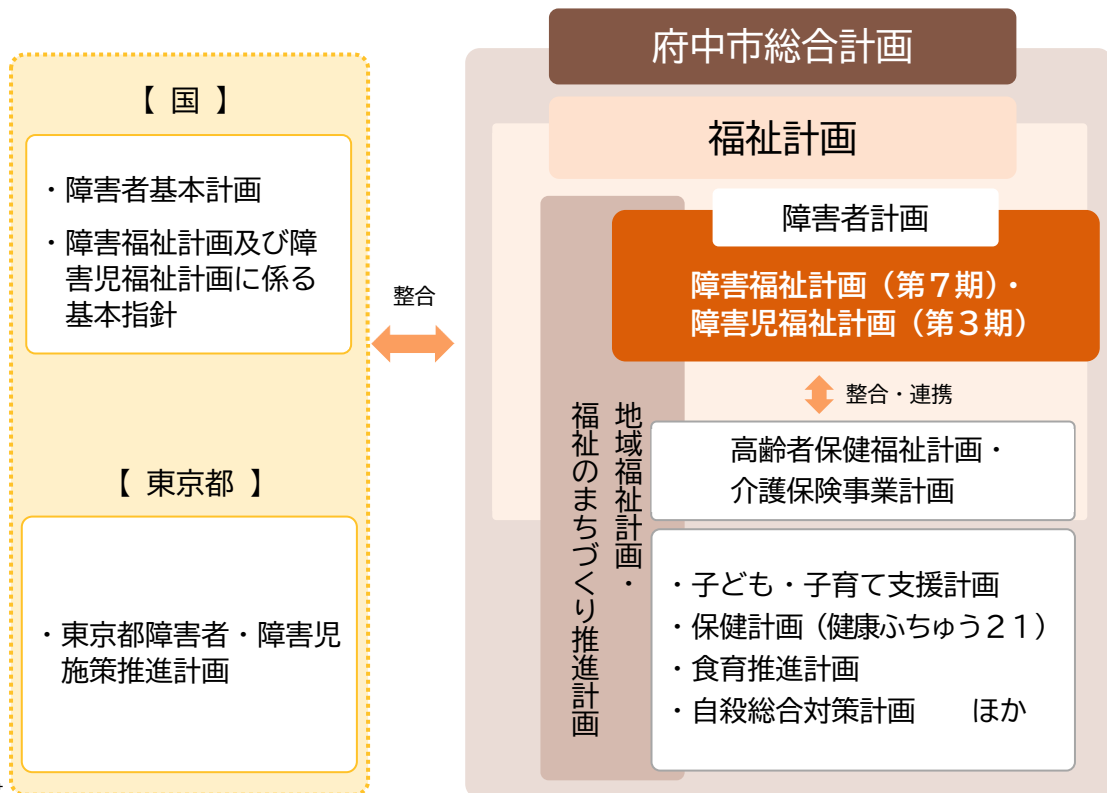
1 計画策定の趣旨・背景

府中市（以下「本市」といいます。）では、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の下、各種の施策に取り組んできましたが、この度、計画の見直しの時期を迎えたことから、新たに府中市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）（以下「本計画」といいます。）を策定し、引き続き、本市における障害者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画では、障害者福祉施策を円滑に実施するために、障害者（児）福祉の方向性を踏まえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定めま

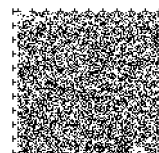
す。
本計画は、本市の最上位計画である府中市総合計画における障害者福祉部門の計画として位置付けます。本計画では、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び東京都が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者計画	障害者計画						次期計画		
障害福祉計画	第6期			第7期			次期計画		
障害児福祉計画	第2期			第3期			次期計画		



4 障害者計画の理念

本市では、障害のある人もない人も、お互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、令和3年に府中市障害者計画、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）を策定しました。

自立（自律）とは、どれほど重度の障害があっても、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす市民として、その人らしく生活することを目指したサービスの構築と、合理的配慮の提供が必要です。また、地域で暮らす全ての人が、障害があってもなくても、相互に人格と個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域社会を実現することが重要です。特に、障害のある人がその人の力をいかして働ける社会を実現することが強く求められています。

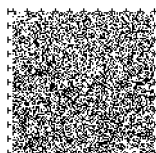
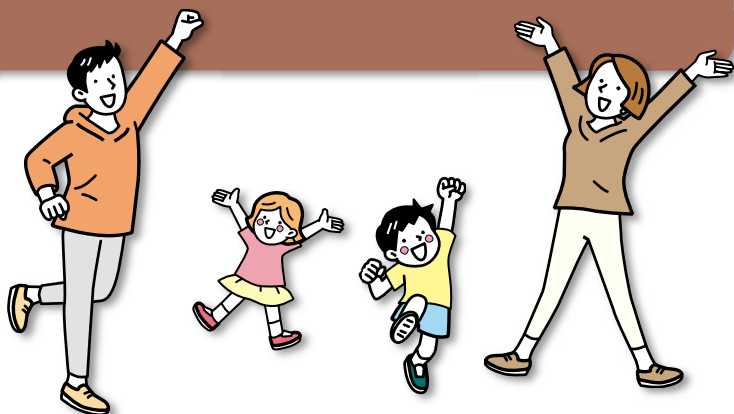
また、本計画は、障害のある人のためだけのものではなく、全ての市民にとっても大切なものです。バリアフリーのまちづくりが、車椅子等を利用する人だけでなく、高齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、全ての障害のある人が安心して暮らせるまちは、全ての市民にとっても安心して暮らせるまちになります。

全ての障害のある人のための計画づくりは、全ての市民にとっても明日をひらくものになるのです。

※ 「全ての障害のある人」とは、障害者手帳所持者に限らず、難病のある人や高次脳機能障害、発達障害など日常生活に様々な障害のある人を含みます。



障害のある人もない人も、
お互いに尊重し合い、市民全てが安心して
自立した暮らしができるまち・府中の実現



第2章 本市の障害者福祉の現状と課題

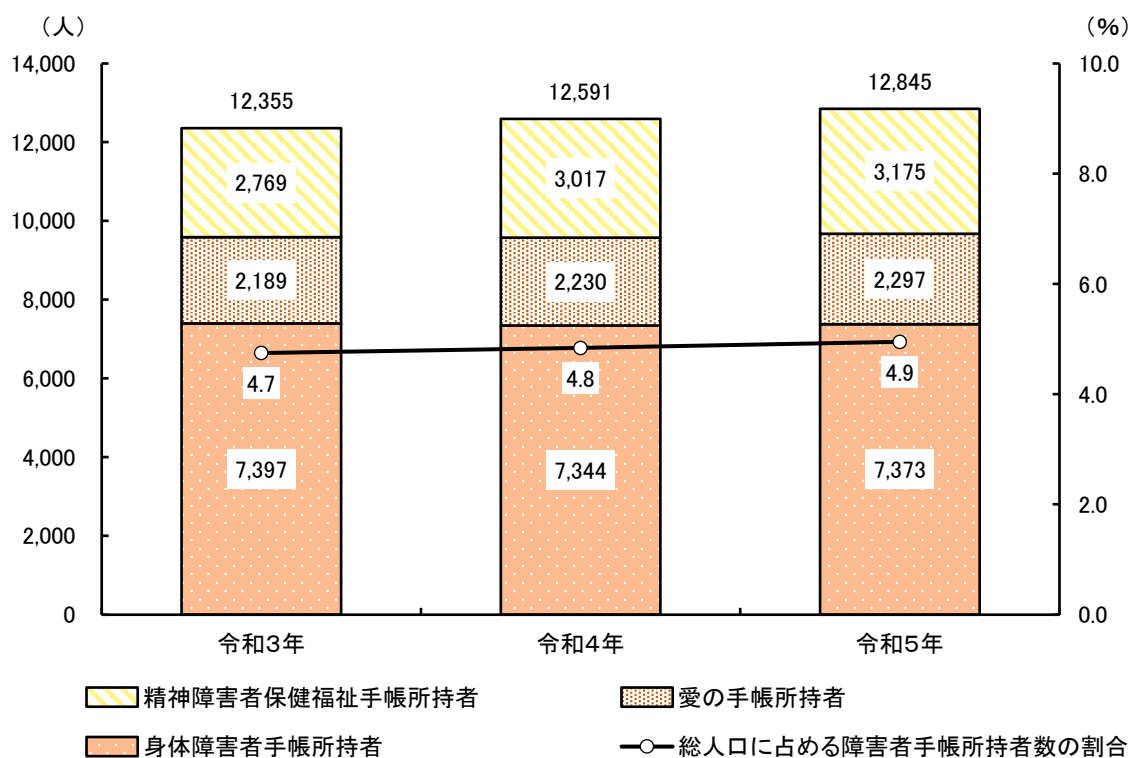
1 障害のある人の現状

(1) 障害のある人の現状

① 障害者手帳所持者の推移

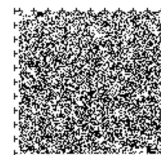
令和5年3月31日時点の身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を合計した人数は、12,845人です。総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、4.9%となっています。

障害者手帳所持者数の推移



※ 重複障害者を含むため、合計は延べ人数です。

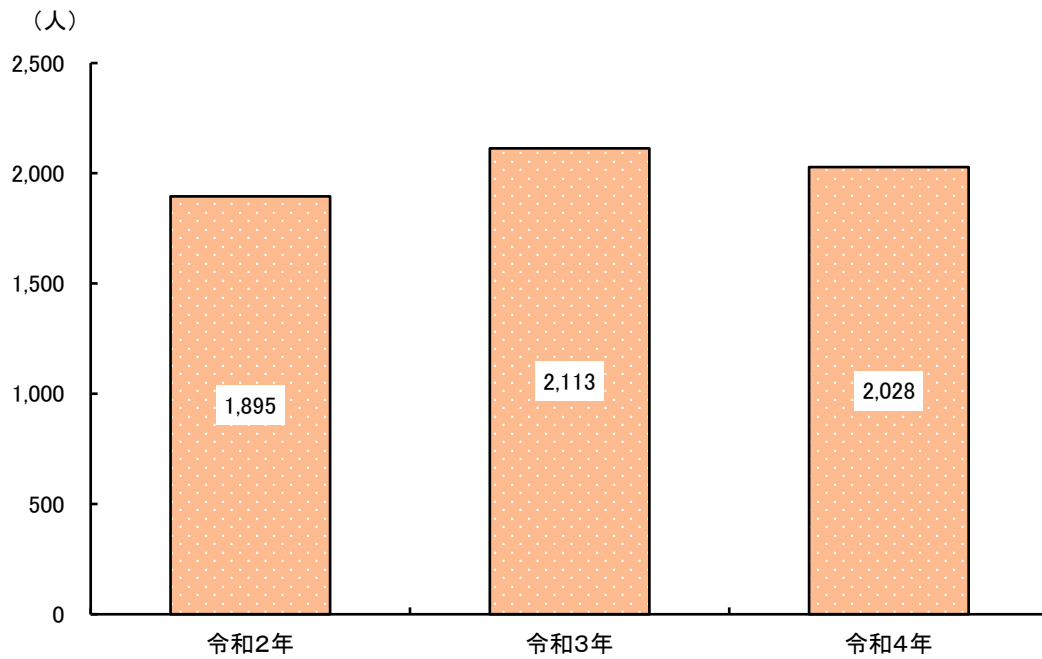
資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）



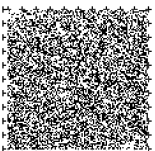
② 難病患者（特殊疾病認定患者）の推移

難病患者（特殊疾病認定患者）数は、増減を繰り返し、令和4年3月31日現在は2,028人となっています。

難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移



資料：東京都「福祉・衛生統計年報」（各年3月31日）

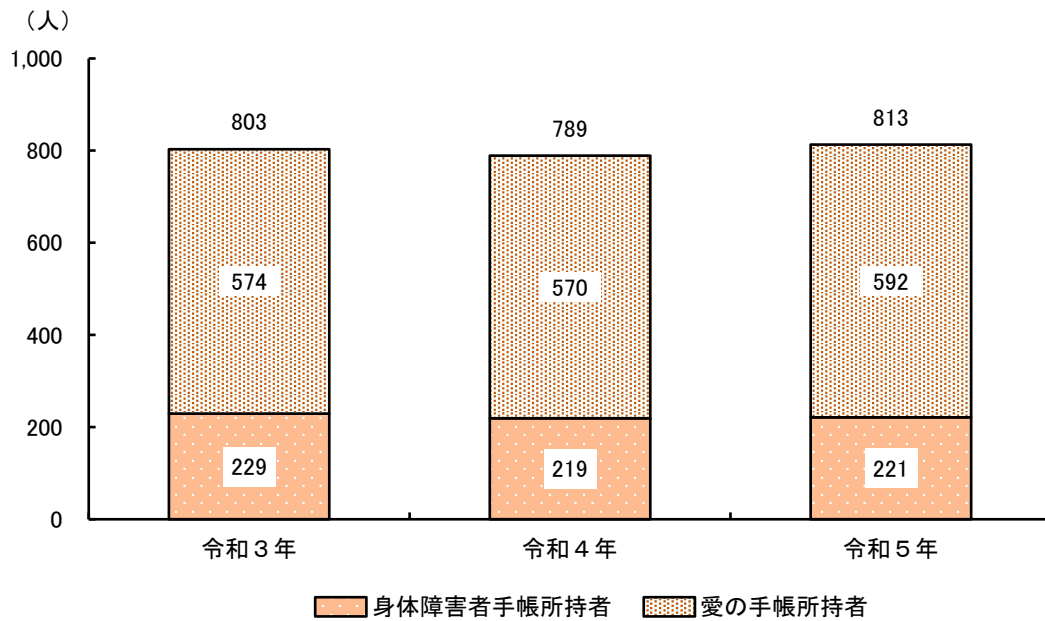


(2) 障害のある児童の現状

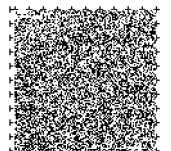
① 18歳未満の手帳所持者数の推移

令和5年3月31日現在の18歳未満の手帳所持者数は、813人で、愛の手帳所持者が7割を占めています。

18歳未満の手帳所持者数の推移



資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）



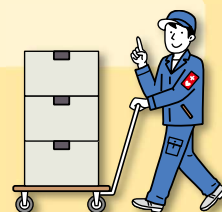
2 本市の障害者福祉に関する課題と方向

(1) 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

- ① 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発
- ② バリアフリーの推進
- ③ 地域における見守り・支え合いの推進
- ④ 障害者福祉団体への活動支援及び協働
- ⑤ 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

(2) 障害のある人の社会参加の推進

- ① 地域活動及び社会活動への参加促進
- ② 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保
- ③ 就労への支援



(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ① 障害のある人に対する差別の解消の推進
- ② 虐待防止
- ③ 権利擁護の推進

(4) 情報提供と相談支援機能の充実

- ① 相談支援機能の充実・強化、意思決定支援
- ② 情報提供体制の充実

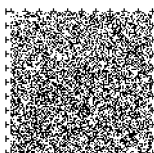


(5) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

- ① 地域生活を支えるサービスの充実
- ② 安心して生活できる環境づくり
- ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討
- ④ 災害時の支援体制の構築と避難所の確保
- ⑤ 感染症対策の推進

(6) 障害のある児童への支援の充実

- ① 多様な学びの場の整備
- ② 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築
- ③ 障害児通所支援等の充実



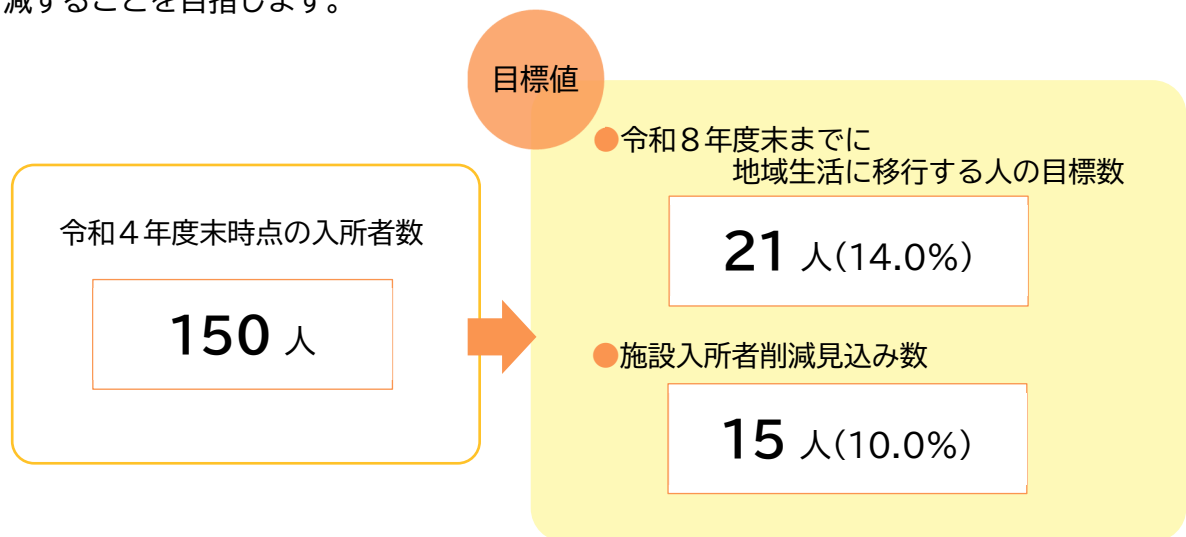
第3章 障害福祉計画（第7期）

1 成果目標

（1）施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上を、令和8年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

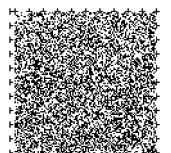
また、令和4年度末時点の施設入所者数の5パーセント以上を、令和8年度末までに削減することを目指します。



（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和8年度末までに、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上、精神病床における1年以上入院患者数、精神病床における早期退院率を3か月後68.9パーセント以上、6か月後84.5パーセント以上、1年後91.0パーセント以上にすることを定めています。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を進めるとともに、精神障害のある方等を対象とした障害福祉サービスの確保に取り組みます。

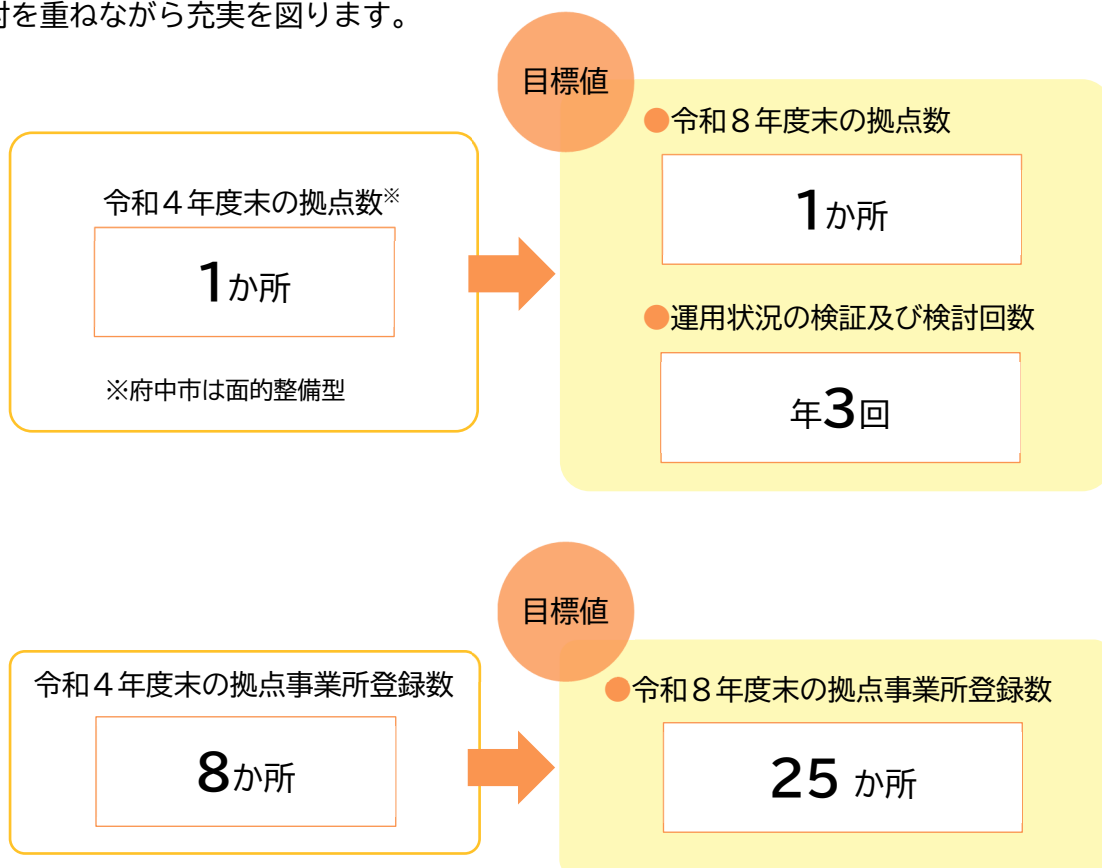


(3) 地域生活支援拠点等の整備

① 地域生活支援拠点等の整備

本市では、障害のある人等の地域生活の安心の確保や、入所施設や病院からの地域移行を推進すること等を目的として、令和2年度に地域生活支援拠点等を設置し、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能の充実を図っています。

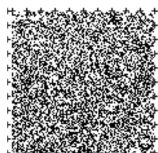
令和6年度以降は、地域生活支援拠点等の運用について年1回以上の検証及び検討を重ねながら充実を図ります。



② 強度行動障害を有する人への支援体制の整備

令和8年度末までに、強度行動障害を有する人に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

本市においても、行動関連項目等を参考に障害福祉サービスを利用する強度行動障害を有する人の人数を把握し、ニーズの把握や支援体制整備を検討してまいります。

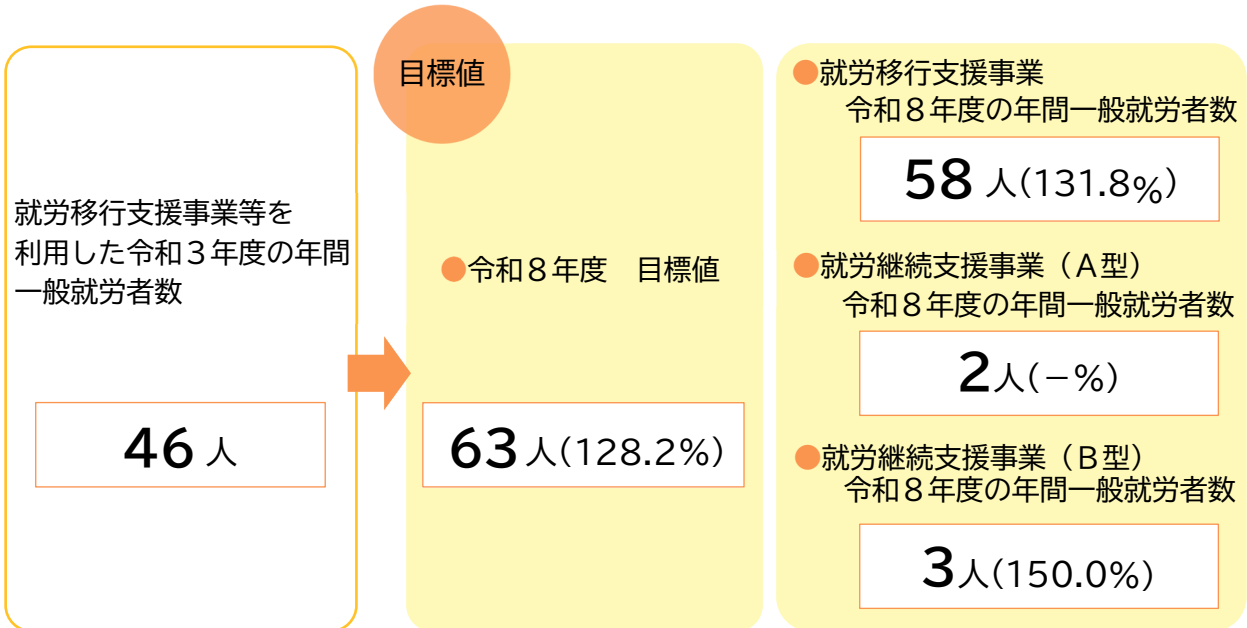


(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

令和8年度における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援をいいます。）を通じて、一般就労に移行した実績を、令和3年度の1.28倍以上とすることを基本としています。

就労移行支援事業等のうち、就労移行支援事業では58人、就労継続支援事業(A型)では2人、就労継続支援事業(B型)では3人の一般就労への移行、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合が50パーセントを目指します。



② 就労定着支援事業の利用者数

障害のある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本としています。

目標値

- 令和8年度末の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数のうちの就労定着支援事業の利用者数

68人(141.7%)

③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

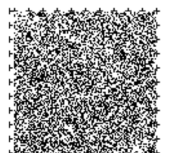
就労定着支援事業の就労定着率[※]については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25パーセント以上とすることを基本としています。

目標値

- 令和8年度末の就労定着率が7割以上の事業所

4事業所(80%)

※就労定着率：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合



(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。また、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを定めています。

本市では、既に基幹相談支援センターを設置しているため、今後は基幹相談支援センターの機能の強化に努め、市内4つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）を統括する相談機関の相談先としての役割を担っています。

目標値

- 令和8年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制

確保

- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

充実

- 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数

年4回

- 協議会における相談支援事業所の参画による参加事業・機関数

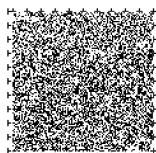
4か所

- 協議会における相談支援事業所の参画による専門部会の設置数

2か所

- 協議会における相談支援事業所の参画による専門部会の実施回数

年6回



(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築

市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを定めています。

本市では、事業者への集団指導の中で障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析（請求時に返戻となる事例等）について共有し、適正な給付費の請求を促すことで、事業者が利用者に対して真に必要とするサービスを適切に提供できるような体制を引き続き構築します。

2 サービス見込量（活動指標）

(1) 訪問系サービス

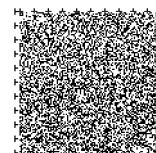
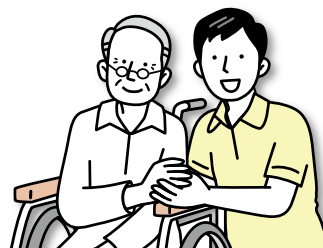
① 見込量

同行援護及び行動援護のサービス量は、令和3年度から令和4年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が増えていくと考えて見込量を設定します。

サービス名		単位	第7期		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	サービス量	時間/月	40,046	40,678	41,314
	実利用者数	人/月	563	582	601
①居宅介護	サービス量	時間/月	7,471	7,736	8,001
	実利用者数	人/月	423	438	453
②重度訪問介護	サービス量	時間/月	31,212	31,524	31,839
	実利用者数	人/月	65	66	67
③同行援護	サービス量	時間/月	1,111	1,147	1,183
	実利用者数	人/月	62	64	66
④行動援護	サービス量	時間/月	252	271	291
	実利用者数	人/月	13	14	15
⑤重度障害者等包括支援	サービス量	時間/月	0	0	0
	実利用者数	人/月	0	0	0

② 見込量確保のための方策

増加見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成し、幅広い事業者の参入を促進します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。



(2) 日中活動系サービス

① 見込量

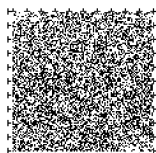
自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（B型）、就労定着支援及び短期入所（福祉型）は、令和3年度から令和4年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

生活介護、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援（A型）は、令和3年度から令和4年度にかけては減少し、療養介護は横ばいですが、今後も一定のサービス利用があると考えて3年間一定の見込量を設定します。

サービス名		単位	第7期		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)生活介護	サービス量	人日/月	10,687	10,780	10,875
	実利用者数	人/月	575	580	585
(2)自立訓練(機能訓練)	サービス量	人日/月	35	35	35
	実利用者数	人/月	2	2	2
(3)自立訓練(生活訓練)	サービス量	人日/月	1,077	1,337	1,637
	実利用者数	人/月	65	78	93
(4)就労選択支援	実利用者数	人/月	-	5	15
(5)就労移行支援	サービス量	人日/月	1,883	1,929	1,976
	実利用者数	人/月	108	108	108
(6)就労継続支援(A型)	サービス量	人日/月	559	574	589
	実利用者数	人/月	30	31	32
(7)就労継続支援(B型)	サービス量	人日/月	8,096	8,526	8,980
	実利用者数	人/月	537	565	595
(8)就労定着支援	実利用者数	人/月	64	71	79
(9)療養介護	実利用者数	人/月	32	32	32
(10)短期入所	サービス量	人日/月	734	755	776
	実利用者数	人/月	148	157	165
①短期入所(福祉型)	サービス量	人日/月	612	626	640
	実利用者数	人/月	126	134	141
②短期入所(医療型)	サービス量	人日/月	122	129	136
	実利用者数	人/月	22	23	24

② 見込量確保のための方策

増加傾向にある見込量を確保するため、事業所の誘致のための情報提供を行うとともに、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。



(3) 居住系サービス

① 見込量

自立生活援助は、令和3年度から令和4年度にかけて利用者は1～2人でした。今後も一定のサービス利用があると考えて3年間一定の見込量を設定します。

施設入所支援は、成果指標で示したように、地域移行を推進するため、各年度5人ずつ減少していくと見込みます。

共同生活援助（グループホーム）は、令和3年度から令和4年度にかけて増加しているため、今後も人数が伸びていくと考えて見込量を設定します。

サービス名	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)自立生活援助	人/月	7	7	7
(2)施設入所支援	人/月	145	140	135
(3)共同生活援助	人/月	323	343	363

② 見込量確保のための方策

施設入所支援は、現状のサービス提供体制を確保しながら成果目標に沿って、地域生活の移行を進め、利用者数を削減していきます。一方で、障害のある人の高齢化、重度化が進んでいることもあり、施設入所を希望する人が増えている現状です。本市では地域移行を推進できるよう、施設入所者へ住まいに関する希望を継続的に聞くなど環境を整えます。

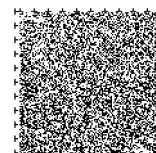
グループホームについては、地域生活への移行を推進する上でも重要な役割を担うサービスです。重度の方が利用できるグループホームが不足している課題もあることから、環境整備とともにグループホーム利用者本人の暮らし方、希望を把握するよう努め、希望に合った支援を実施します。

(4) 相談支援サービス

① 見込量

今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

サービス名	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)計画相談支援	人/月	430	440	450
(2)地域移行支援	人/月	8	10	11
(3)地域定着支援	人/月	5	6	7



② 見込量確保のための方策

計画相談支援については、今後も利用者の増加に備えて、幅広い事業者の参入を促進し、サービス利用の調整やモニタリングなど、利用者に対する必要な支援が提供される体制を確保します。また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。

地域移行支援、地域定着支援については、府中市障害者等地域自立支援協議会を始めとする関係機関の連携により、施設に入所している人や入院中の精神障害のある人だけでなく、単身で障害のある人等が地域で生活できるよう、取組を進めます。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用

現在の実績をもとに、精神病床に入院している精神障害のある人の地域移行が進むよう目標を設定します。

また、令和5年度から順次アンケート調査を行い、利用者のニーズ把握に努めます。

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等が参加する、府中市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議等を開催し、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる環境づくりを推進します。

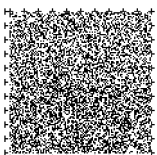
(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 総合的・専門的な相談支援の実施

基幹相談支援センターの機能の強化に努め、総合的・専門的な相談支援の実施を行います。

② 地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組を実施します。



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

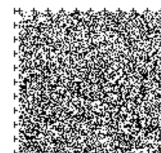
利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への府中市職員の参加を促進します。

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析します。そして、その結果を事業者への集団指導の中で共有します。

(8) 発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者及び発達障害児（以下「発達障害者等」といいます。）の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要です。そのため、家族等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けることで、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等を通して、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。



(9) 地域生活支援事業

① 見込量

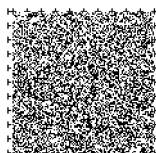
相談支援事業や地域活動支援センターは、現状の体制を維持します。

意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、令和3年度から令和4年度にかけては増加しているため、今後も伸びていくと考えて見込量を設定します。

日常生活用具給付等事業は、自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用以外、移動支援事業、日中一時支援事業は増加しており、第7期も増加を見込みます。

訪問入浴サービスは横ばいですが、地域生活には欠かせないサービスであるため、今後も増加傾向が続くものとして見込みます。

サービス名	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)理解促進研修・啓発事業		有り	有り	有り
(2)自発的活動支援事業		有り	有り	有り
(3)相談支援事業				
①相談支援事業				
ア 障害者相談支援事業	か所/年	4	4	4
イ 地域自立支援協議会	か所/年	有り	有り	有り
②基幹相談支援センター等機能強化事業		有り	有り	有り
③住宅入居等支援事業		有り	有り	有り
(4)成年後見制度利用支援事業		有り	有り	有り
(5)成年後見制度法人後見支援事業		有り	有り	有り
(6)意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業				
実利用者数	人/年	56	57	58
派遣人数	人/年	810	830	850
②手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1
(7)日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	件/年	29	32	35
②自立生活支援用具	件/年	55	55	55
③在宅療養等支援用具	件/年	47	47	47
④情報・意思疎通支援用具	件/年	80	80	80
⑤排せつ管理支援用具	件/年	4,744	4,744	4,744
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	12	12	12
(8)手話通訳者養成研修事業				
手話通訳者認定試験合格者数	人/年	3	3	3
(9)点字奉仕員養成研修事業				
点字講習会(中級)修了者数	人/年	12	12	12
(10)移動支援事業				
実利用者数	人/年	367	380	395
支給決定者数	人/年	660	675	691
延べ利用時間数	時間/年	47,018	51,338	56,054



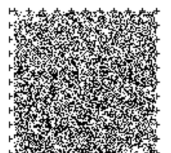
サービス名	単位	第7期		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(11)地域活動支援センター				
実施か所数	か所/年	5	5	5
実利用者数	人/年	3,000	3,100	3,200
(12)福祉ホームの運営				
実利用者数	人/年	1	1	1
延べ利用回数	回/年	365	365	365
(13)訪問入浴サービス				
実利用者数	人/年	26	27	28
延べ利用回数	回/年	933	933	933
(14)日中一時支援				
実利用者数	人/年	72	72	72
延べ利用回数	回/年	1,800	1,800	1,800
(15)レクリエーション活動等支援		有り	有り	有り
(16)視覚障害者向け広報等読み上げ機能		有り	有り	有り
(17)自動車運転免許取得助成	人/年	4	4	4
(18)自動車改造助成	件/年	4	4	4

② 見込量確保のための方策

相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業所などに対する専門的な指導・助言、情報収集、人材育成などを行い、地域における相談支援機能の強化を図ります。

また、意思疎通支援事業は引き続き実施し、人材の育成に努めます。

日常生活用具給付等事業及び移動支援事業については地域生活を支えるサービスとして、継続して提供体制の確保に努めます。



第4章 障害児福祉計画（第3期）

1 成果目標

（1）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

① 児童発達支援センターの設置数

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

現在は市内において都立の医療型児童発達支援センターで、心身の発達に遅れや障害のある児童に療育を行っていますが、これに加えて、令和6年4月から、市立の福祉型児童発達支援センターを開所します。

目標値

●令和8年度末の児童発達支援センター数

2か所

② 保育所等訪問支援を利用できる体制

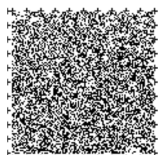
国の指針では、令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを定めています。

本市では、既に保育所等訪問支援を利用できる体制にありますが、今後開所する市立の福祉型児童発達支援センターにおいても保育所等訪問支援を提供するなど、支援の充実を図ります。

目標値

●令和8年度末の事業所数

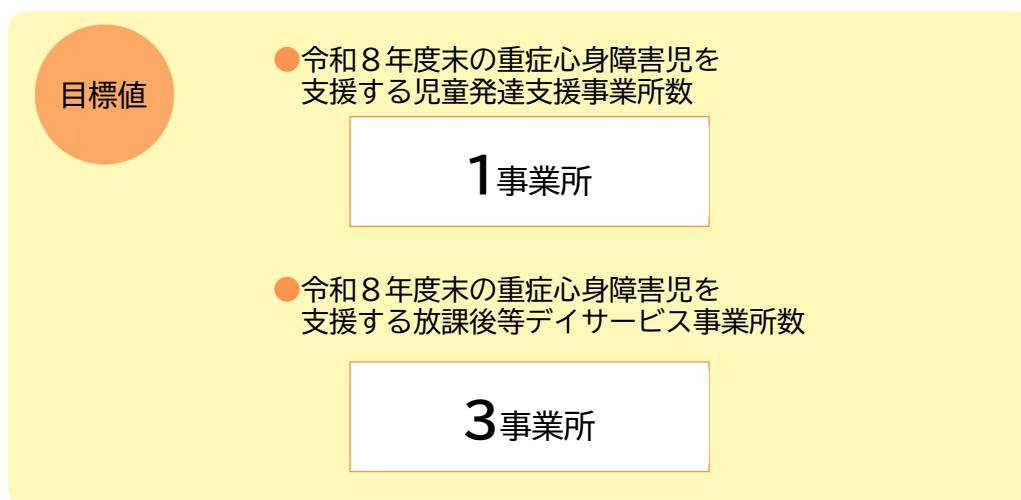
3事業所



(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1事業所以上確保することを定めています。

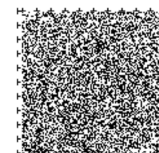
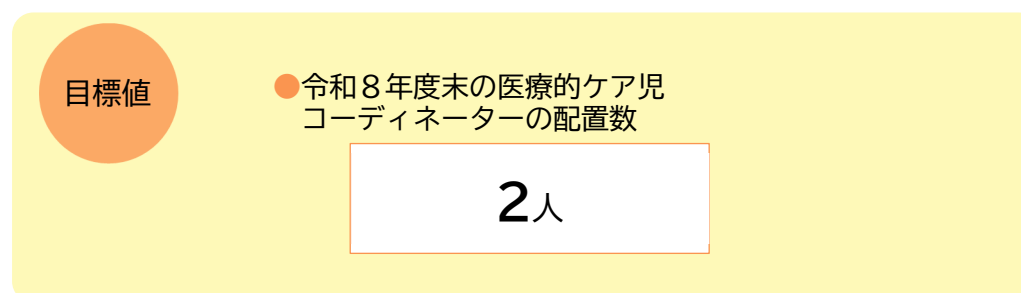
本市では、既に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所共に確保されていますが、今後も重度障害に対応した施設の整備の必要性が高いことを踏まえて、更に充実されるように努めます。



(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを定めています。

国の指針を踏まえて、本市では次のとおり成果目標を設定します。



2 サービス見込量（活動指標）

（1）見込量

保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援は、令和3年度から令和4年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

児童発達支援、医療型児童発達支援は、令和3年度から令和4年度にかけては減少していますが、今後も一定のサービス利用があると考え、3年間、一定の見込量を設定します。

サービス名	単位	第7期			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
(1)児童発達支援	サービス量	人日/月	2,005	2,005	2,005
	実利用者数	人/月	234	234	234
(2)医療型児童発達支援	サービス量	人日/月	92	92	92
	実利用者数	人/月	15	15	15
(3)居宅訪問型児童発達支援	サービス量	人日/月	4	4	4
	実利用者数	人/月	1	1	1
(4)保育所等訪問支援	サービス量	人日/月	92	104	115
	実利用者数	人/月	40	45	50
(5)放課後等デイサービス	サービス量	人日/月	7,367	7,771	8,197
	実利用者数	人/月	608	641	675
(6)障害児相談支援	実利用者数	人/月	72	73	74
(7)医療的ケア児支援の コーディネーター配置	配置人数	人/月	2	2	2

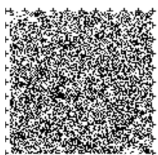
（2）見込量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービス提供に関わる事業所・人材を育成するとともに、事業者主体の連絡会を支援することで、幅広いサービス提供事業者の参入の促進とサービスの質の向上を目指していきます。

障害児相談支援は、事業所の参入を促進し、障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。

保育所等訪問支援は、福祉型児童発達支援センターの設置に合わせて、十分な提供体制を確保します。

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援事業所への働き掛けなどにより、サービス提供体制の整備を促進します。



第5章 計画の推進に向けて

1 評価、点検、推進における組織

障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の適正な推進を図るために、当事者が参加した府中市障害者計画推進協議会で評価及び点検します。

協議会の運営に当たっては、障害のある人が安心して自立した暮らしが送れるように関係者が地域の課題を共有し、支援体制の整備について協議を行う府中市障害者等地域自立支援協議会の正副会長が委員として参加し、連携を図ります。

2 計画の推進体制

● 庁内連携の強化

障害のある人を取り巻く課題の解決や計画の推進に当たっては、障害者福祉関連の部署だけでなく、他の関連部署との横断的な連携の強化を図ります。

● 当事者、家族及び支援者のネットワークへの支援

当事者、家族及び支援者、全ての障害者福祉団体、社会福祉法人、NPO・ボランティア団体、民間福祉団体など様々な活動主体のネットワークが充実するよう、活動支援を行います。併せて、保健・医療・福祉従事者やボランティアの育成及び確保に努めるとともに、市民の参加の促進を図ります。

● 障害福祉サービス事業者の事業者連絡会への支援

各種障害者施策並びに計画の推進に当たって、各障害福祉サービスの事業者連絡会への情報提供・指導等の支援を行うとともに、市と事業者が協働することで事業者が抱える課題の解決に向けて取り組みます。

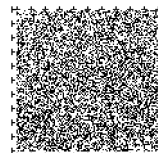
● 計画及び事業内容の周知

市の広報やホームページなどを通じて、本計画を広く市民に周知していきます。また、誰もが本計画の内容を知ることができるよう「わかりやすい版」を作成します。

府中市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）
（令和6年度～令和8年度）
（概要版）

令和6年3月

発行：府中市 福祉保健部 障害者福祉課
〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地
TEL 042(335)4545（直通）





④ ほっとするね 緑の府中

府中市

